

部活動指導における留意事項

～わいせつ・セクハラ行為を根絶するために～

- 児童生徒に対しては、その人権を最大限に配慮した上で、指導に当たる。
- 児童生徒と教職員という立場を踏まえ、適切な距離感で指導に当たる。
- 身体接触を伴う指導は避け、他の有効な指導法を研究する。
- どうしても身体接触を伴う指導が必要な場合は、事前に指導方法について説明するとともに、児童生徒と2人きりの場面は避け、他の教職員、又は児童生徒が見ている場面で指導する。
- 部室等で児童生徒と2人きりになる場面は絶対に避け、児童生徒からの相談は、複数の教職員で対応する。
- 児童生徒に対して、マッサージ等の誤解を招く身体接触をしない。
- 部活動の連絡に SNS 等を利用する場合は、複数の教職員がその内容を確認できるようにする。
- 管理職の許可なく、児童生徒を自家用車に乗せない。
- 児童生徒への言葉かけは、表現に十分に注意し、性的な内容及びハラスメントを疑われるような内容は絶対に避ける。